

所管課	健康長寿部保険年金課		
施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第2章 共生共感都市	05 障がい者福祉	03 保健・医療・福祉サービスを充実する
事業：重度障がい者医療費助成事業			整理番号 0123
目的	64歳以下の身体障がい者及び知的障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、福祉の増進を図る。		
目標	所得制限の継続や国の公費負担制度等の優先使用の周知など受益者負担の適正化を図りつつ、公費負担制度を充実し、福祉医療制度を適正に運用する。		
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)	129,049	総コスト(千円) 132,861 事業費 129,049 人件費 3,812 公債費 0 一人あたり(円) 1,190 世帯あたり(円) 2,811 総合評価 B 事業目的達成のため、適正な手段・経費で当事業を実施した。
	財源内訳		
	一般財源	59,952	
	国府支出金	69,097	
	地方債	0	
	その他特定財源	0	
貢献度	施策に対する事業貢献度 A 根拠	障がい者等に対し、医療費の一部を助成することにより、必要とする医療を容易に受けることができるようにし、保健・医療・福祉サービスを充実した。	
今後の方向性	国における医療保険制度等の動向や、大阪府内市町村の代表及び大阪府で構成する「大阪府福祉医療費助成制度に関する研究会」での検討を踏まえながら、持続可能な制度の構築に向け、福祉医療制度を適正に運用する。		

事業優先順位	1	細事業：重度障がい者医療費助成事業			整理番号	01			
目的	身体障がい者及び知的障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図る。								
目標	所得制限の継続や国の公費負担制度等の優先使用の周知など受益者負担の適正化を図りつつ、公費負担制度を充実し、福祉医療制度を適正に運用する。								
事業実施主体	直営	事業開始年	昭和48年度	根拠法令	河内長野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例				
事業費・財源		平成25年度	平成24年度	比較		平成25年度	平成24年度	比較	
	事業費(決算額)(千円)	129,049	136,226	-7,177	コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)	132,861	139,797	-6,936
	一般財源	59,952	64,032	-4,080		事業費	129,049	136,226	-7,177
	国府支出金	69,097	72,194	-3,097		人件費	3,812	3,571	241
	地方債	0	0	0		公債費	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0		一人あたり(円)	1,190	1,238	-48
		0				世帯あたり(円)	2,811	2,965	-154
		0				職員数(人)	0.50	0.45	0.05
		0				再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00
	今後の方向性	対象者の疾病又は負傷について、保険給付が行われた場合における療養に要する費用のうち規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。							
評価	妥当性 A	効率性 A	有効性 B	対象者		65歳未満で次のいずれかに該当する者①身体障がい者手帳1級・2級②療育手帳A③療育手帳B1かつ身体障がい者手帳H25年度末対象者755人			

事業：重度障がい者医療費助成事業

1. 重度障がい者医療費助成事業の概要

64歳以下の障がい者等に対し、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、福祉の増進を図る目的で、医療費の助成を行った。

(1) 対象者

- ・ 64歳以下で次の一つに該当する者
 - ① 1～2級の身体障がい者手帳所持者
 - ② 重度の知的障がい者
 - ③ 中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者

(2) 所得制限

本人所得が障がい基礎年金（国民年金法）の全部支給停止となる額

(3) 一部自己負担額

1 医療機関あたり入通院 各 500 円/日（月 2 日限度）。1 か月あたり負担限度額 2,500 円

(4) 府補助率 1/2

2. 重度障がい者訪問看護利用料助成事業の概要

指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける重度の障がい者に対し、利用料の一部を助成することにより、健康の保持及び増進に必要な訪問看護の利用を促進、福祉の向上を図る目的で、医療費の助成を行った。

(1) 対象者及び所得制限

「重度障がい者医療費助成事業」及び「老人医療費助成事業」（後期高齢者医療の対象者を除く）と同様

(2) 府補助率 1/2

(3) 利用限度

週 3 回（ただし、末期がん及び頸椎損傷、人工呼吸器を使用している場合等例外を除く）

(4) 利用者負担 1 割

(5) 助成方法

償還払い（ただし、あらかじめ了解を得た訪問看護ステーションからの請求により支払う場合は、この限りではない）

細事業：重度障がい者医療費助成事業

1. 重度障がい者医療費助成事業の実績

3 月末現在

年 度	扶助費		合計	対象者数（人）			64 歳以下 人口（人）
	（円）	件数		身体障がい者	知的障がい者	合併者	
25	124,504,580	20,293	755	457	286	12	79,700

2. 重度障がい者訪問看護利用料助成事業の実績

- ・ 対象者数：のべ 161 人
- ・ 助成日数：1,361 日
- ・ 助成金額：2,703,960 円（扶助費）